

(写)

龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和元年12月18日

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市条例第27号

龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市固定資産評価審査委員会条例（平成11年龍ヶ崎市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第10条第1項第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和2年2月29日までの間において規則で定める日から施行する。